

一部負担金等(免除・減額・徴収猶予)申請書を提出される際の注意事項

被保険者の方へ

一部負担金等(免除・減額・徴収猶予)申請書は下記の注意事項を参考にご記入いただき、添付書類と一緒に当組合へご提出ください。証明書はご提出から1週間程度でご自宅へ簡易書留にて届きます。医療機関等を受診される際に健康保険証と併せてご提示ください。

〔申請書を提出される前にご確認ください〕

当組合では被災状況に応じて一部負担金の「免除・減額・徴収猶予」いずれかの対応を行っております。

〔住家が全壊・全焼したとき〕

- ・免除…医療機関等の窓口で支払う医療費(=一部負担金)を支払免除とします。

〔自己の所有する住家が半壊・半焼したとき(大規模半壊を含む)〕

- ・減額…医療機関等の窓口では医療費(=一部負担金)の徴収はありませんが、一定期間経過後、当組合より医療費の「1割」を請求させていただきます。

〔自己の所有ではない借家や賃貸マンション等が半壊・半焼したとき(大規模半壊を含む)〕

〔住家が一部損壊したとき〕

- ・徴収猶予…医療機関等の窓口では医療費(=一部負担金)の徴収はありませんが、一定期間経過後、当組合より医療費(年齢に応じた負担割合による額)を請求させていただきます。

※「減額」「徴収猶予」に該当される場合は医療費の全部または一部を当組合が一時的に立替え、後日ご請求させていただきます。「免除」とは取扱いが異なりますのでご注意ください。

【記入上の注意事項】

- ・健康保険証の記号と番号

T J Kから交付された健康保険証の記号と番号を記入

- ・被保険者の氏名と生年月日

被保険者の氏名と生年月日を記入

- ・被保険者の現住所

被保険者の現住所を記入

※証明書はこちらに記載された住所へ郵送します。避難等で被災された住所とは別の場所にお住まいの方は、その住所を正確にご記入ください。

※証明書の交付を受けている期間中に転居された場合は給付グループ(03-3239-9817)へご連絡をお願いします。

- ・申請対象者

証明書の交付対象者を記入

- ・申請理由

2…半壊・半焼(大規模半壊を含む)

※自己の所有する住家が半壊・半焼したときは「減額」の取扱いとなります。

※自己の所有ではない借家や賃貸マンション等にお住まいの方で、その住家が半壊・半焼したときは「徴収猶予」の取扱いとなります。

3…一部損壊(準半壊)

床上浸水等。「徴収猶予」の取扱いとなります。

4…その他

以下に該当するとき「徴収猶予」の取扱いとなります。

(ただし、被保険者の失職等により被保険者資格を喪失する場合は申請対象外)

今回の災害により

- ・被保険者が重篤な傷病を負ったとき
- ・被保険者の行方が不明であるとき
- ・被保険者が業務を廃止または休止したとき
- ・被保険者が失職し、現在収入がないとき

【添付書類について】

<ul style="list-style-type: none">・住家が全壊・全焼したとき・住家が半壊・半焼したとき・住家が一部損壊したとき	<ul style="list-style-type: none">・自治体から交付される「罹災証明書」の写し <p>※「申請対象者」欄に記載されている方が罹災したことが分かる罹災証明書の写しをご提出ください。</p>
<p>今回の災害により</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者が重篤な傷病を負ったとき・被保険者の行方が不明であるとき・被保険者が業務を廃止または休止したとき・被保険者が失職し、現在収入がないとき	<ul style="list-style-type: none">・左記の状況であることが確認できる公的書類の写し <p>※被保険者の失職等により被保険者資格を喪失する場合は申請することはできません</p>

※上記以外であっても内容審査に必要なときは別途、添付書類の提出をお願いする場合があります。